

平成30年度 第2回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成30年11月16日(金) 午後1時30分～ 能登町役場 1階集会室	
出席委員	芦田 正良(公平委員) 出席 【委員長】 上野 博(監査委員) 出席 【職務代理】 角 弘子(公平委員) 出席 橘 重克(公平委員) 欠席 山根 敏秀(税理士) 出席 (※敬称略 五十音順) 注) (役職名)については、委員委嘱時における役職を表記。	
次第	1 開 会 2 挨拶 3 議 事 (1) 入札・契約手続の運用状況について (2) 審議対象工事の抽出結果について (3) 審議対象工事の審議 (4) その他 4 閉 会	
審議対象期間	平成30年度(上半期) 【平成30年4月1日～平成30年9月30日】	
抽出工事	5件 (予定価格が130万円超の建設工事109件 (一般15件、指名90件、随契4件)のうち)	
	一般競争入札	1件 ・平成30年度 内浦総合支所建設工事(建築)
	指名競争入札	3件 ・平成30年度 浄化槽市町村整備推進工事 その9 ・平成30年度 社会資本整備総合交付金事業 梅ノ木 団地外構工事(舗装) ・平成30年度 内浦長尾集会所建設工事(建築)
	随意契約	1件 ・平成30年度 能登三郷斎場火葬炉等補修工事
委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容	<u>具申なし。</u>	

別紙

質問・意見	回答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について ・ 質疑なし。</p> <p>(2) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(3) 審議対象工事の審議</p> <p><一般競争入札分> 「平成 30 年度 内浦総合支所建設工事（建築）」</p> <p>・ 入札辞退の業者に罰則はあるのか？</p> <p>・ 無断欠席した場合はどうなる？</p> <p>・ 落札率が高いと思われるが？一者入札となったことが要因か？</p> <p>・ 談合の有無について、事前の確認はしているのか？</p>	<p>・ 抽出委員より抽出結果の報告</p> <p>・ 適正な手続をふめば罰則（ペナルティー）は、ない。今回は、入札日の前日において、辞退届の提出がなされたものである。</p> <p>・ 次回の指名時において、指名から外して運用している。</p> <p>・ 落札率が高くなった理由については、様々な要因が考えられ、明確にお答えすることは困難である。昨今、需要が高まっている鉄骨類等の資材高騰等により、業者側の見積もりにおいて採算が採れないという辞退者からの発言もあったと聞いている。</p> <p>・ 入札執行にあたり、談合が行われていない。ということは、至極当然のことである。よって事前の確認はしておらず、落札率のみを以て事後の確認もしていない。談合情報があれば、適正かつ厳格に談合情報マニュアルに従い運用する。</p>

質問・意見	回 答
<p>・下請等について、制限又はチェックすることはできるのか？</p> <p>・世間を賑わせた免震装置の使用はあるのか？</p> <p><指名競争入札分></p> <p>「平成 30 年度 浄化槽市町村整備推進工事 その 9」</p> <p>・施工地区以外における旧町村地区業者の指名に係る運用については？</p> <p>「平成 30 年度 社会資本整備総合交付金事業 梅ノ木団地外構工事（舗装）」</p> <p>・最低制限価格での応札が 3 者あるが？</p> <p>「平成 30 年度 内浦長尾集会所建設工事（建築）」</p> <p>・予定価格は事前公表か？</p>	<p>・一括下請負（いわゆる「丸投げ」）は、建設業法の規定で禁止されており、関係法令の規定に抵触しない範囲であれば、制限は特がない。また、下請業者については、平成 27 年 4 月より下請契約を締結する全ての公共工事において、施工体制台帳の作成・提出が義務化されており、発注者側において常に把握することができるものとなっている。</p> <p>・工事を所管する課より、使用はない。と聞いている。</p> <p>・応札する機会に配慮しつつ指名を実施している。</p> <p>・最低制限価格の算出方法については、公表されており、応札者側の受注意欲が高かったものと推測される。</p> <p>・事前公表である。</p>

質問・意見	回 答
<p data-bbox="229 286 424 315"><随意契約分></p> <p data-bbox="229 333 783 412">「平成 30 年度 能登三郷斎場火葬炉等補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="229 432 783 510">・ 予定価格の算出基となる設計書の作成は何処が？ <li data-bbox="229 573 783 651">・ 予定価格は事前公表か？落札率に違和感を覚えるが？ <li data-bbox="229 813 783 842">・ 随意契約でしか対応できないのか？ <li data-bbox="229 1240 783 1270">・ 当該施設の保守（点検）業務は何処が？ <li data-bbox="229 1480 783 1509">・ 補修に係る費用の増減傾向は？ 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="810 432 1364 510">・ 参考見積りを基に、内容を精査し、町が設計書を作成している。 <li data-bbox="810 573 1364 748">・ 随意契約の予定価格については、非公表で運用しており、落札率については、たまたまの結果に過ぎない。併せて、近年の落札率及び近隣市町の状況等を説明。 <li data-bbox="810 813 1364 1178">・ 本火葬炉は、メーカー独自の設計と特許所有による装置が使われた極めて特殊な設備であり、他の事業者が本補修を施工した場合、火葬炉の使用に著しい支障を生じさせることとなる恐れがある。また、本工事施工中も他の火葬炉を安定した状態の中、稼働を継続させる必要があることから、必然と随意契約になるものである。 <li data-bbox="810 1240 1364 1415">・ 当該工事を受注した業者と同一である。保守点検は、年 1 回しており、前年度中に点検した結果内容をふまえて、翌年度に補修工事を実施している。 <li data-bbox="810 1480 1364 1655">・ 前年度中の保守点検結果をふまえた補修となるため、一概にはお答えすることは困難である。ただし、大規模修繕は平成 26～28 年度にかけて完了している。

質問・意見	回 答
<p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回審議対象工事に係る抽出委員の決定について ・次回（次年度第1回）入札監視委員会の開催予定について 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登町入札監視委員会設置要綱第6条に規定する次回審議対象工事に係る抽出委員は、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により、角氏に決定する。 ・平成31年（2019年）5月中旬～下旬に開催予定とすることを決定する。また、具体的な日程調整は、4月早々とする。